

広島県教育委員会教育長告示第六号

広島県立高等学校学則施行細則等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年七月二日

広島県教育委員会

教育長 下崎 邦明

広島県立高等学校学則施行細則等の一部を改正する告示

(広島県立高等学校学則施行細則の一部改正)

第一条 広島県立高等学校学則施行細則(昭和五十五年広島県教育委員会教育長告示第一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表備考二中「とし、外国人登録証明書の生年月日の記載方式により記載するもの」を削る。

(広島県立高等学校通信教育に関する規則施行細則の一部改正)

第二条 広島県立高等学校通信教育に関する規則施行細則(昭和五十五年広島県教育委員会教育長告示第三号)の一部を次のように改正する。

第二条の表備考二中「とし、外国人登録証明書の生年月日の記載方式により記載するもの」を削る。

(広島県立中学校学則施行細則の一部改正)

第三条 広島県立中学校学則施行細則(平成十五年広島県教育委員会教育長告示第六号)の一部を次のように改正する。

第二条の表備考一中「とし、外国人登録証明書の生年月日の記載方式により記載するもの」を削る。

附則

この教育委員会教育長告示は、平成二十四年七月九日から施行する。